

後期高齢者医療保険料等の見直しについて

後期高齢者医療制度では、医療費の増加に合わせ、保険料を2年ごとに見直しています。

令和8・9年度は、今後の被保険者数や医療給付費の増加が見込まれることや、現役世代の負担を抑制する国の制度改正により、保険料率が改定されました。

また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が始まり、医療保険料とあわせて支援金を納めていただきます。制度の詳細はこども家庭庁ホームページをご覧ください。



子ども家庭庁のホームページはこちら

令和8・9年度保険料率（基礎賦課額・医療分）

均等割額	所得割率	賦課限度額（上限額）
61,000円	10.81%	850,000円

令和8年度保険料率（子ども・子育て支援分）

均等割額	所得割率	賦課限度額（上限額）
1,290円	0.26%	21,000円

※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます

保険料の計算方法

保険料は被保険者の皆さまが均等に負担する「均等割額」と、被保険者本人の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

A（基礎賦課額・医療分）

均等割額	+	所得割額
61,000円	+	総所得金額等 - 基礎控除額 × 10.81%

※賦課限度額 850,000円

B（子ども・子育て支援分）

均等割額	+	所得割額
1,290円	+	総所得金額等 - 基礎控除額 × 0.26%

※賦課限度額 21,000円

A + B =

一人あたり保険料（年額）

※賦課限度額 871,000円

※基礎控除額は前年の合計所得が2,400万円以下なら43万円。それを超えると段階的に減少します

所得が低い方に対する軽減基準の見直し

世帯（世帯主と被保険者）の所得水準に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

同一世帯の世帯主 および被保険者の総所得金額等の合計額	医療分		子ども・子育て支援分	
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減割合	軽減後均等割額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下の世帯	7.2割軽減	17,080円	7割軽減	387円
43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下の世帯	5割軽減	30,500円	5割軽減	645円
43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下の世帯	2割軽減	48,800円	2割軽減	1,032円

※均等割額7割軽減については医療分のみ令和8・9年度は7.2割軽減です

問 健康保険課 ☎945-2204

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さまへ 8月から資格確認書が切り替わります

資格確認書（見本）

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和9年7月31日
交付年月日 令和8年8月1日

被保険者番号 12345678

住所 うるま市石川石崎1丁目1番1号
うるま市石川出張所（旧石川市役所）3階後期高齢医療広域連合

被保険者氏名 後期高齢 保険沖太郎 性別 男

生年月日 昭和23年1月1日

資格取得年月日 令和5年1月1日

負担割合 1割

発効期日 令和5年1月1日

限度区分 Ⅱ

発効期日 令和6年10月1日

長期入院該当日

特定疾病区分 区分A

発効期日 令和6年10月1日

保険者番号 39472139

並びに保険者の名称及び印 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

有効期限/令和9年7月31日まで

後期高齢者医療制度では、年齢やマイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします。

85歳以上の方

全員に新たな「資格確認書」をお送りします。これまで通り、「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診できます。

84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方

新たな「資格確認書」をお送りします。これまで通り、「資格確認書」で受診できます。

84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」をお送りします。「マイナ保険証」で受診できます。

- 「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。マイナ保険証と一緒にお願いします。
- マイナ保険証での受診が難しい場合は、健康保険課窓口でお手続きしてください。

- ①新しい資格確認書・資格情報のお知らせは、健康保険課から7月下旬までに郵送でお届けします。
- ②医療機関などでの一部負担金の割合は1割、2割、または3割です。

資格情報のお知らせ（見本）

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合

保険者番号 39472139

氏名 沖 太郎

性別 男

生年月日 昭和23年1月1日

資格取得年月日 令和5年1月1日

負担割合 1割

発効期日 令和5年1月1日

限度区分 Ⅱ

発効期日 令和6年10月1日

特定疾病区分 区分A

発効期日 令和6年10月1日

マイナ保険証をお持ちの方は、このお知らせと一緒にマイナ保険証をお送りいたします。

赤い枠を切り取って、マイナ保険証と一緒にお願いします。

限度区分が併記された資格確認書が交付できない方

後期高齢者医療の被保険者と同一の世帯に、令和7年1月～12月中の収入について未申告の方がいると所得区分を正しく判定することができないため、限度区分が併記された資格確認書の交付ができません。未申告の方は、令和8年1月1日時点の住所地市町村で所得申告をお願いします。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定（限度区分）の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。



問 健康保険課 ☎945-2204